

福島事故対応（経産省保安Gガス安全室長要請）にかかると具体的な対応方法**【対象先としては次の2点】**

1. 業務用施設 🏠 S Bメーターの設置されている規模の施設
2. 直近の法定調査において配管設置状況や腐食状況が確認できていない設備

調査結果（調査票又は保安台帳）から判読するのは困難だし、判断に時間を要する。
（現実的には参考程度にするべき）

現実的で有効と思われるのは当該施設（消費先）に（関係書類を持参し）出向いて設備を確認すること。（重要度は①配管の腐食状況②腐食防止対策（配管材料含む）

この時点で販売事業所保管設備図面と当該施設の配管状況の照合が行われ相違があれば修正をする。

併せて警報機連動遮断が未設置の場合は消費者に改めてその有効性を説明し設置に対する理解を求める。

3. 今回の調査では腐食状況の結果について問題なしと認められる設備については漏えい試験等は求めています。
4. 消費設備技術基準不適合と判断した場合は、保安点検調査書中の消費設備、配管欄に記入し、当該消費者に丁寧に説明すると共に必結果説明を受けた旨のサイン等を受領する。（この時点で1回目の改善要請を実施したこととなる）
5. 再調査（時点で） ・改善 ・未改善
6. 未改善の場合は当該消費者事業者又は同等の決定権限があると思われるものに対して再要請躊躇なく行う。（可能な限り回答日を設ける）

※ 基準適合命令を促すための手続きについては最終手段（伝家の宝刀）として持っていること程度にしておき、抜かないのが賢明です。（供給側にも相当の覚悟が必要）

※ 現時点で最も肝要なことは早急に対象訪問消費先を選定し、訪問優先順位を決定し、当該消費者に面会（主旨を伝え）設備を直接確認することです。（この一連の作業は供給事業者自身で行うことがより重要で保安機関等第3者に請け負わせることは避けて下さい。）

※ （福島郡山）事故以降、お客様よりの要請並びに自主的に今回同様の措置を完了し且つ記録のあるところについては所要の作業を改めて実施する必要はありません。

☆ ご不明に点はご遠慮なく事務局にご照会下さい